

あいちの女性の活躍に向けて ～女性の就労等の現状について～

今年、10月1日現在で「令和4年就業構造基本調査」が行われます。この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国民の就業・不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としています。

就業構造基本調査の結果は、働き方改革や女性活躍推進に向けた取組などの基礎資料となるなど、国や地方公共団体における各種行政施策に欠かすことのできない重要な資料となります。

この調査は、2007（H19）年には「6歳未満の子どもがいる」世帯の調査が追加され、2012（H24）年には「育児休業制度の利用」、今回の調査では「副業」「テレワーク」に関する項目が追加されるなど、社会状況の変化を踏まえた見直しが行われています。

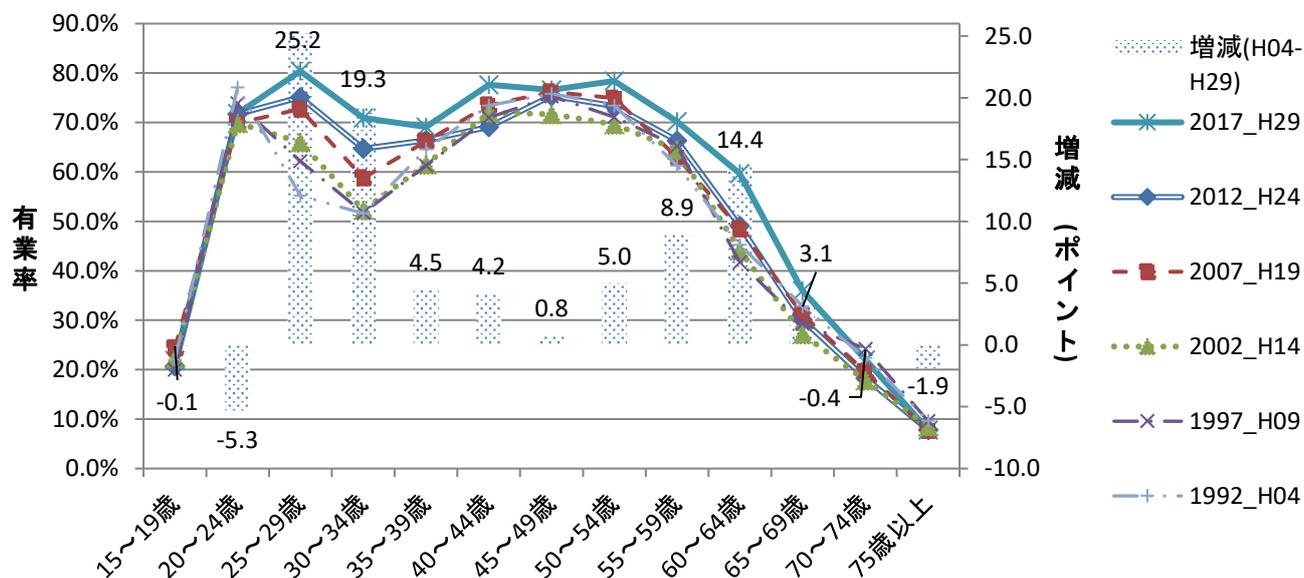
ここでは、そうしたことを踏まえ、女性の就労等の現状について「就業構造基本調査」（総務省）のほか、「雇用均等基本調査」（厚生労働省）、「労働条件・労働福祉実態調査結果」（愛知県）、「社会生活基本調査」（総務省）の結果をもとに、みていきたいと思います。

1 女性の就業状態の推移

女性の総人口に占める労働力人口の割合（労働力率）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、愛知県もその例外ではありません。

愛知県の女性の有業率の変化（1992（H4）年から2017（H29）年まで）をみると、2017（H29）年時点でのM字カーブの底は「35～39歳」で、有業率は69.1%になっています。1992（H4）年との比較で、最も有業率が伸びているのは「25～29歳」（25.2ポイント）で、次いで「30～34歳」（19.3ポイント）、「60～64歳」（14.4ポイント）といった順になっており、全体的に有業率が上昇するとともに25～44歳における「窪み」が傾向的に浅くなってきていることが読み取れます。（図1-1）

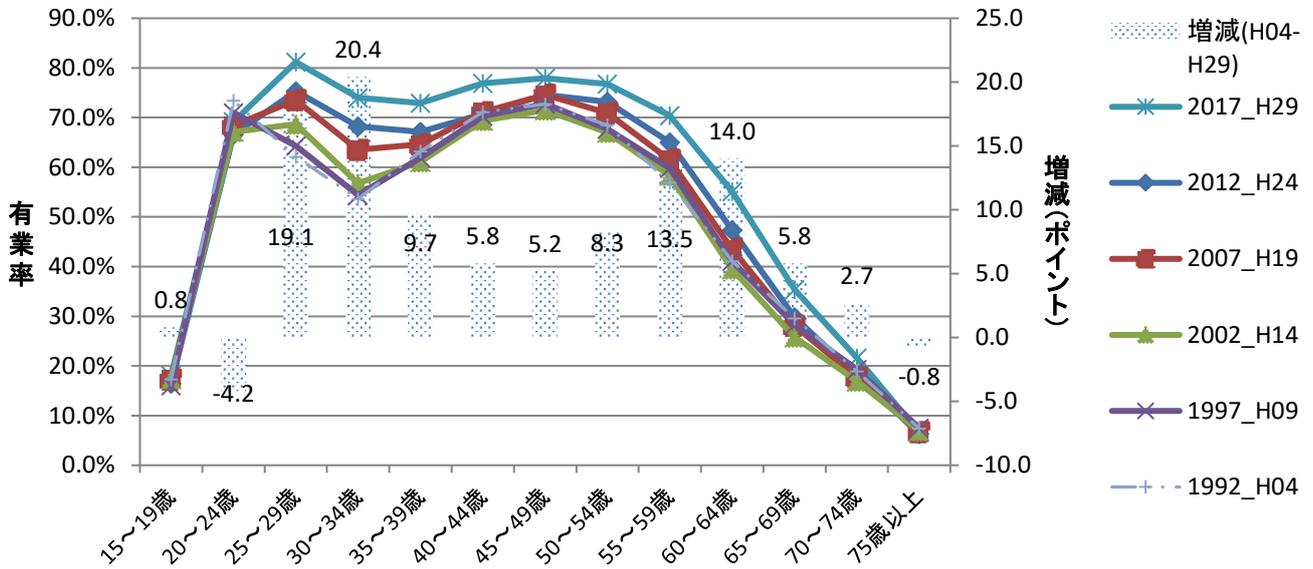
図1-1 年齢階級別女性の就業状況（愛知県）



資料：総務省 「就業構造基本調査（平成4年、9年、14年、19年、24年、29年）」

比較のため、全国の女性の有業率の変化（1992（H4）年から2017（H29）年まで）をみると、2017（H29）年時点でのM字カーブの底は「35～39歳」で、有業率は72.9%になっています。1992（H4）年との比較で、最も有業率が伸びているのは「30～34歳」（20.4ポイント）で、次いで「25～29歳」（19.1ポイント）、「60～64歳」（14.0ポイント）といった順になっており、全国的にも有業率が上昇するとともに25～44歳における「窪み」が傾向的に浅くなってきていることが読み取れます。（図1-2）

図1-2 年齢階級別女性の就業状況（全国）



資料：総務省 「就業構造基本調査（平成4年、9年、14年、19年、24年、29年）」

2 女性の育児と就業状況

女性の有業率が示すM字型カーブの底である30歳代とその前後の年齢階級（25～44歳）について、愛知県の2012（H24）年と2017（H29）年における女性の就業状態を「有配偶の女性」、「育児をしている女性」、「未婚の女性」とで比較してみると、「有配偶の女性」と「育児をしている女性」の有業率の伸びが、「未婚の女性」に比べて大きいことがわかります。（図2-1、2-2）

図2-1 「未婚の女性」「有配偶の女性」の就業状況（愛知県）

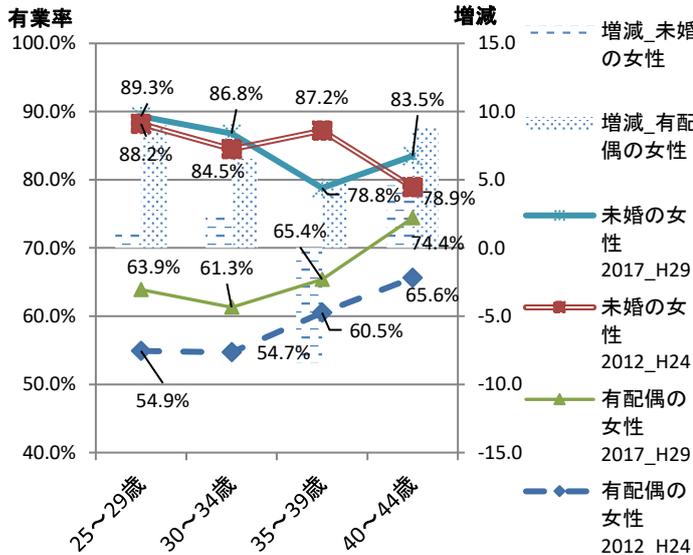
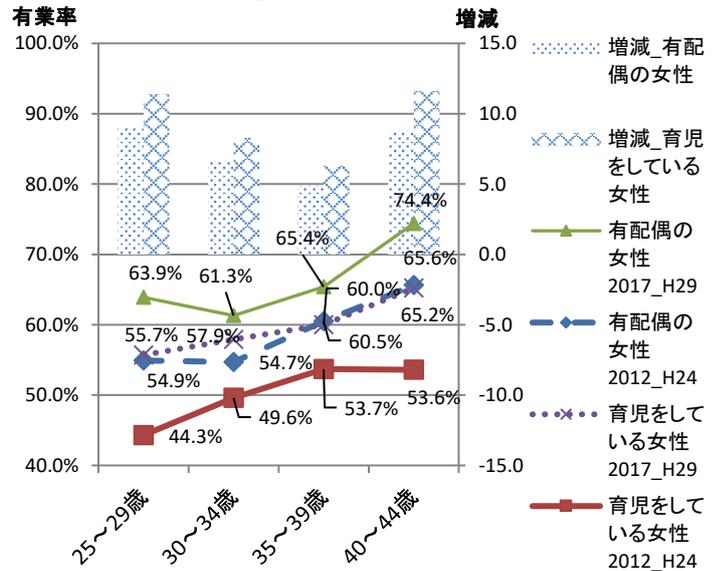


図2-2 「育児をしている女性」「有配偶の女性」の就業状況（愛知県）



資料：総務省 「就業構造基本調査(平成24年、29年)」

(注)ここでいう「育児をしている女性」とは未就学児を対象とした育児をしている女性をいいます。

3 子どもを持つ女性の就業状態

○子の年齢と女性の就業

愛知県の女性の有業率の変化（2007（H19）年から2017（H29）年）を、「子供のいる」世帯と「6歳未満の子供がいる」世帯とで比較してみると、各区分の中でも「6歳未満の子供がいる」世帯の「30～39歳」の区分が他の区分より上昇しています。

また、いずれの世帯グループでも40歳未満の区分（「30歳未満」「30～39歳」）で女性の仕事への復帰が進んでいることがうかがわれます。（図3-1、3-2）

図3-1 子供の年齢と女性の就業状況 「子供のいる」世帯（愛知県）

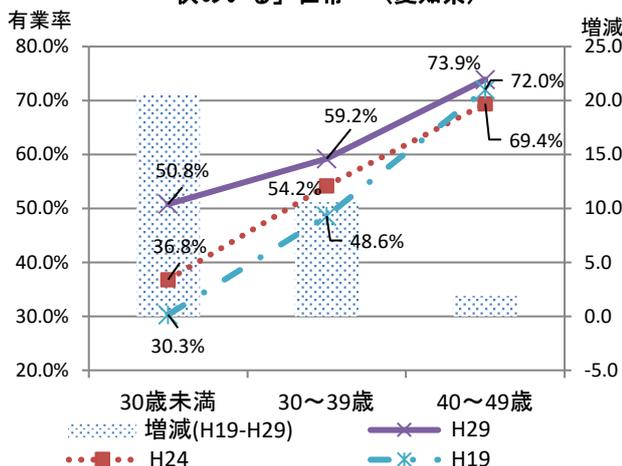
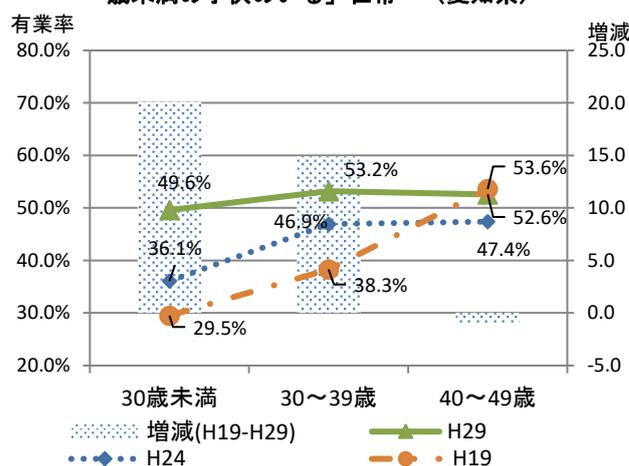


図3-2 子供の年齢と女性の就業状況 「6歳未満の子供がいる」世帯（愛知県）



資料：総務省「就業構造基本調査（平成19年、24年、29年）」

（注）ここでいう「子供」は、世帯主との続き柄が子である者をいい、「6歳未満の子供がいる」世帯、「子供のいる」世帯とは「夫婦と子供から成る」世帯をいいます。

※当該調査では、年齢を10歳ごとの階級で区切っています。また、年齢「50歳以上」で「6歳未満の子供がいる」世帯の該当はありません。

○世帯類型と女性の就業

愛知県の女性の有業率の変化（2007（H19）年から2017（H29）年）を、「夫婦と子と親から成る」世帯と「夫婦と子から成る」世帯とで比較してみます。

親との同居世帯で支援が得られやすいことが傾向としてうかがえる一方で、「30歳未満」については、親世代の年齢を推察すると、「30～39歳」、「40～49歳」の親世代よりも相対的に労働力率が高いことが想定され、こうした親世代の就業実態が影響しているのではないかと考えられます。（図3-3、3-4）

図3-3 世帯類型と女性の就業状況「夫婦と子（6歳未満）と親から成る世帯」（愛知県）

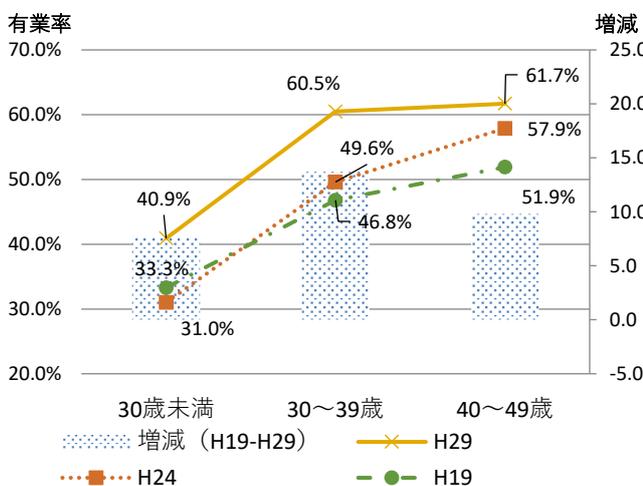
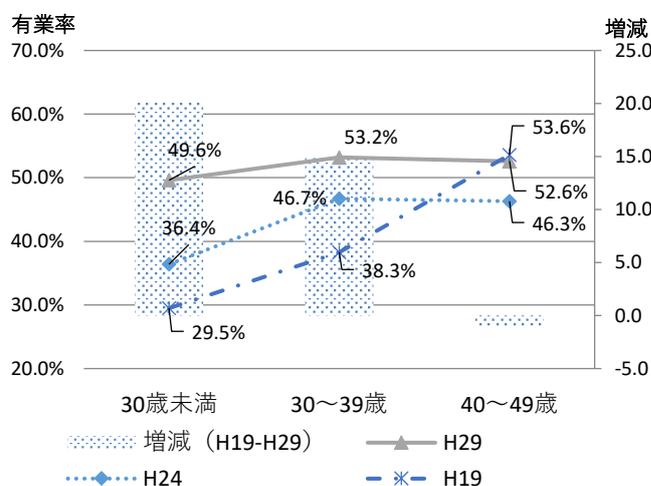


図3-4 世帯類型と女性の就業状況「夫婦と子（6歳未満）から成る世帯」（愛知県）



資料：総務省「就業構造基本調査（平成19年、24年、29年）」

（注）ここでいう「子供」は、世帯主との続き柄が子である者をいい、「6歳未満の子供がいる」世帯、「子供のいる」世帯とは「夫婦と子供から成る」世帯をいいます。

※当該調査では、年齢を10歳ごとの階級で区切っています。また、年齢「50歳以上」で「6歳未満の子供がいる」世帯の該当はありません。

4 都道府県別の「育児をしている女性（25～44歳）」有業率

2012（H24）年の調査では、島根県（74.8%）が最も高く、次いで山形県（72.5%）、福井県（72.1%）などの順となっています。逆に最も低いのは、神奈川県（41.1%）で、次いで兵庫県（43.2%）、埼玉県（46.4%）などの順となっています。なお、愛知県は51.0%で下位から数えて10番目です。

それに対して、2017（H29）年の調査では、全国的に有業率が上昇しており、高知県（81.2%）が最も高く、次いで島根県（80.7%）、福井県（80.5%）などの順となっています。逆に最も低いのは、神奈川県（57.2%）で、次いで埼玉県（58.5%）、奈良県（59.4%）などの順となっています。愛知県は60.1%で下位から数えて5番目です。（表1）

表1 育児をしている女性（25～44歳）の有業率

平成24年

順位	上位10都道府県		順位	下位10都道府県	
	都道府県名	有業率(%)		都道府県名	有業率(%)
1	島根県	74.8	1	神奈川県	41.1
2	山形県	72.5	2	兵庫県	43.2
3	福井県	72.1	3	埼玉県	46.4
4	鳥取県	71.8	4	大阪府	46.7
5	富山県	68.3	4	千葉県	46.7
6	石川県	68.2	6	奈良県	46.8
7	秋田県	68.0	7	北海道	48.2
8	宮崎県	66.9	8	東京都	50.0
9	高知県	66.7	9	滋賀県	50.1
10	青森県	66.3	10	愛知県	51.0
			10	山口県	51.0

全国	52.4
----	------

平成29年

順位	上位10都道府県		順位	下位10都道府県	
	都道府県名	有業率(%)		都道府県名	有業率(%)
1	高知県	81.2	1	神奈川県	57.2
2	島根県	80.7	2	埼玉県	58.5
3	福井県	80.5	3	奈良県	59.4
4	山形県	79.9	4	大阪府	60.0
5	秋田県	78.7	5	愛知県	60.1
6	富山県	78.6	6	北海道	61.0
7	鳥取県	78.0	7	千葉県	61.1
8	石川県	77.7	8	東京都	61.2
9	青森県	77.1	9	兵庫県	62.8
9	岩手県	77.1	10	福岡県	62.9
10	新潟県	76.6			

全国	64.4
----	------

資料：総務省「就業構造基本調査（平成24年、29年）」

（注）ここでいう「育児をしている女性」とは未就学児を対象とした育児をしている女性をいいます。

5 男女別の育児休業取得状況

愛知県の女性の育児休業取得率（過去10年）は、全国の数値80%台を上回る90%台で推移しており、2020（R2）年（98.2%）から2021（R3）年（92.9%）へは5.3ポイント低下しました。

それに対して、愛知県の男性の育児休業取得率（過去10年）は、全国の数値を大きく下回る1%台から4%台を推移していたものの、2020（R2）年（4.7%）から2021（R3）年（8.6%）へは3.9ポイント上昇しました。

2020（R2）年から2021（R3）年にかけての取得率は、全国では男女ともに上昇していますが、愛知県では男性が上昇、女性が低下しています。

愛知県では全国を下回っているものの、男性の育児休業取得が進んでいることがうかがわれます。（図4-1、4-2）

図 4-1 女性の育児休業取得状況

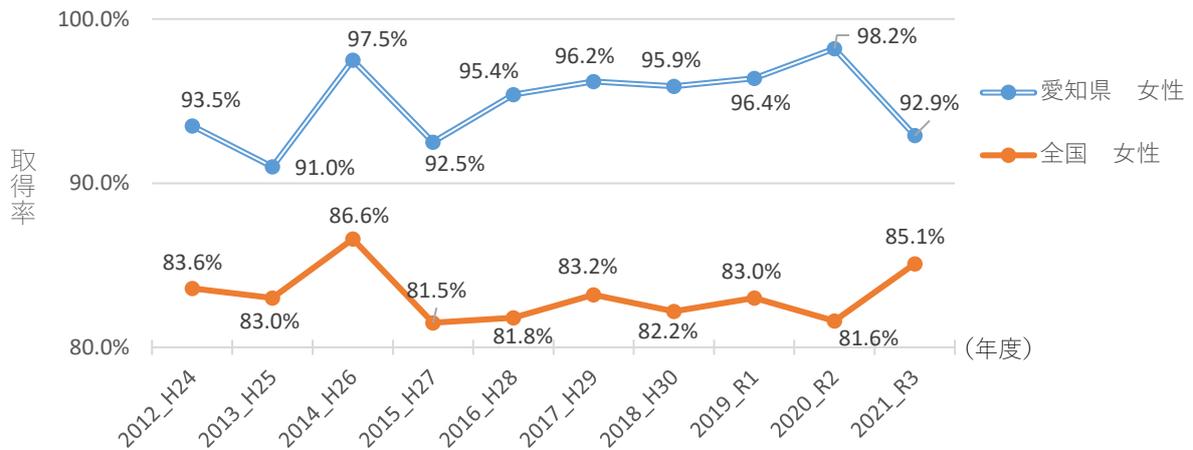
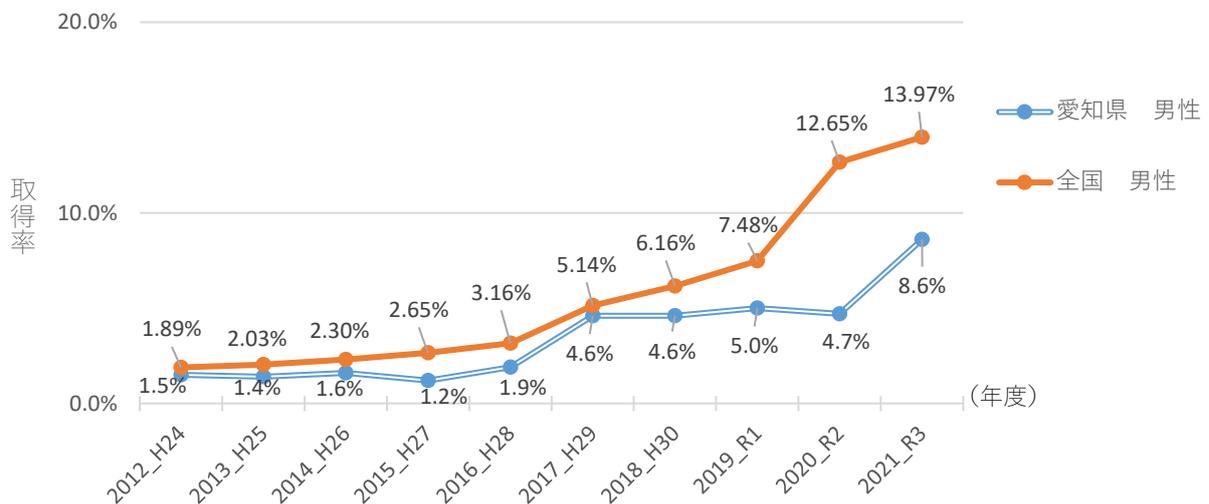


図 4-2 男性の育児休業取得状況



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」、愛知県「労働条件・労働福祉実態調査」

6 男女別の家事関連時間

6歳未満児のいる夫婦の世帯について、男女別の1日あたりの家事関連時間（「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間）を2011（H23）年と2021（R3）年とで比較してみます。

この10年間で、男性はいずれも50分程度増加していますが、女性の場合、全国が13分短くなったのに対して愛知県は11分短くなっています。

家事関連時間の内訳項目「家事」「育児」に費やす時間に注目すると、全国では男性の44分増加（「家事」(30-12) + 「育児」(65-39) = 44）に対して女性は69分短くなっています。（「家事」(178-215) + 「育児」(234-202) = △69）

愛知県では男性の53分増加（「家事」(33-10) + 「育児」(65-35) = 53）に対して女性は11分短くなっています。（「家事」(175-216) + 「育児」(240-210) = △11）

愛知県では全国より男性の家事への参加が進み、女性の負担低減につながっている様子がうかがわれます。（図5-1、5-2）

図5-1 6歳未満児のいる夫婦の家事関連時間（1日あたり）（全国）

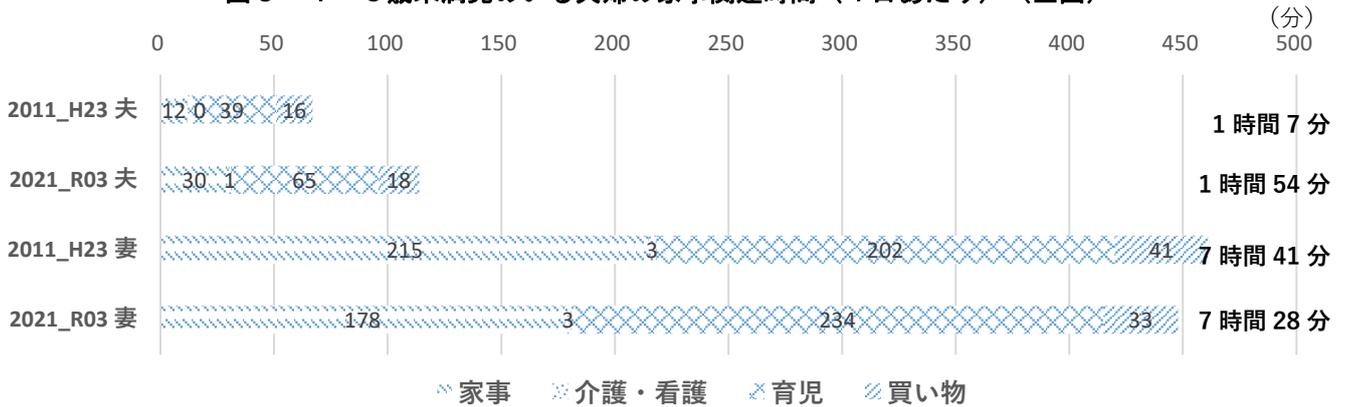
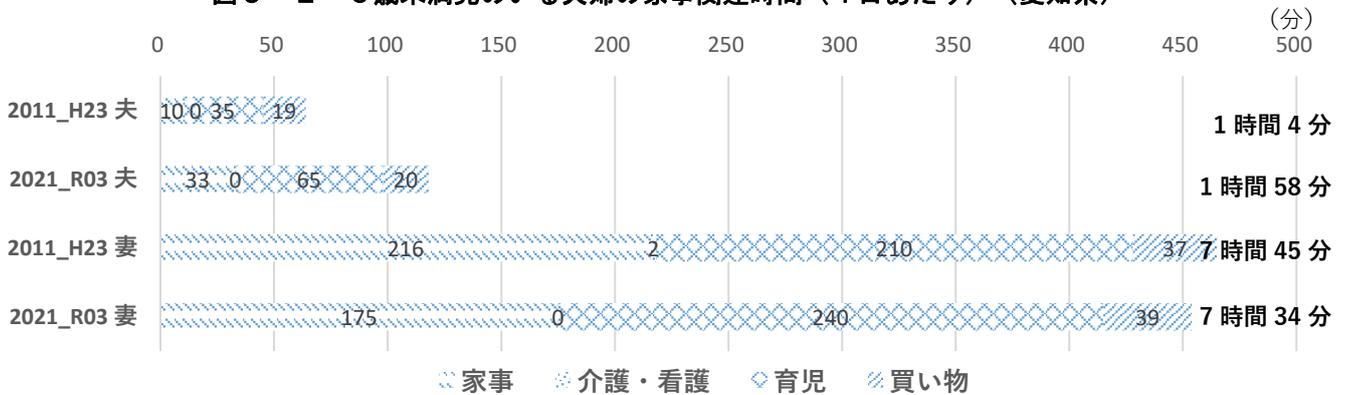


図5-2 6歳未満児のいる夫婦の家事関連時間（1日あたり）（愛知県）



資料：総務省「社会生活基本調査（平成23年、令和3年）」

※「夫婦と子どもの世帯」に限定した妻、夫の「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間

○ おわりに

女性の就労等の現状について、就業状態や育児休業取得状況、家事関連時間の比較を通じて男性の家事参加が進んでいる状況をみました。

これには、2010（H22）年の育児・介護休業法の改正（2010年6月30日施行）や2012（H24）年の子ども・子育て支援法の成立（2015年4月1日施行）を背景とした、仕事と育児の両立支援の拡充による影響があると考えられます。

また、昨年6月に改正された育児・介護休業法は、2022年4月・10月・2023年4月の3段階で施行され、雇用環境の整備、産後パパ育休（出生時育児休業）、育児休業の分割取得などの取組が進められます。

男女ともに仕事と育児の両立が進むことを願ってやみません。

使用されている用語について

有業率：15歳以上人口に占める有業者の割合

有業者：ふだんの状態として、収入を目的とした仕事をもっており、「就業構造基本調査」の調査日以降も、仕事を続けていくことになっている者及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者をいいます。ただし、家族従業者は、収入を得ていなくても、ふだんの状態として仕事をしていれば有業者となります。

労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

M字カーブ：労働分野において、女性の年齢階級別の労働力率を示す指標を表す語です。グラフ化した時のその形がアルファベットの「M」の字の形に似た曲線を描くことから名付けられました。